

【研究ノート】

「特別養子縁組制度」改正の概観

足 立 清 人

研究ノート

「特別養子縁組制度」改正の概観

足立清人

目次

1. はじめに
2. 特別養子縁組制度の改正について
3. まとめ—今後の展望を含む

1. はじめに

本稿は、2020年度2年ゼミナール（以下、2年ゼミと記載する）の学生（以下、ゼミ生とする）による特別養子縁組制度の改正の紹介と、改正についての若干の問題点を記したものである。2020年度の2年ゼミには、高橋恵悟君、丹波郁哉君、中川正貴君、三浦正也君、山岸留惟君、弓山陽菜君（学生原稿のリーダー）が所属してくれた。この6人と足立で原稿作成に取り組んだ。

2020年度2年ゼミでは、タイトルを「『親子法のヒューマニズム』を探して」として、家

族法、特に親子に関わる判例や法律制度を研究の対象にした。というのも、ゼミの担当者である足立が、ニュースで度たび報じられている子の虐待や貧困などに関わるニュースに心を痛めていて、この問題に対して民法学の観点から考え、何か実践できることがないか、と考えたからである。親子に関わる法（特に、民法）を研究して、そこから親子法のヒューマニズムを探し実現したいと考えた。そのような意図のもと、2020年度2年ゼミでは、まず、民法が法律上の親子関係をどのように捉えているのかを理解するために、次の二つの判例を取り上げて、判例研究とディスカッ

ションを行った¹⁾。まず、最判昭和50年4月8日民集29巻4号401頁である²⁾。虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否(「藁の上からの養子」の問題)について判示した判決である。ゼミ生には、(養子縁組が選択されるのではなく、)虚偽の嫡出子出生届が出される社会的背景、人(親)の心情や子の利益についても考えてみるように指示した³⁾。続いて、最判平成18年7月7日民集60巻6号2307頁を取り上げた^{4),5)}。戸籍上の父母とその嫡出子として記載されている者との間の実親子関係について、父母の他の子が親子関係不存在確認請求をすることが権利の濫用に当たるのかどうか、について判示した判決である。ゼミ生には、同様に、虚偽の嫡出子出生届が出される社会的背景や、長期間、その状態が継続した場合に、親子関係をどう考えるべきか、そこからさらに、法律上の親子関係をどのように考えるべきかについて考えるように指示した。

この後、特別養子縁組制度の運用について、家庭裁判所や児童養護施設にインタビュー調査をおこなって、ゼミ生には問題をアクチュアルに感じて欲しかったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、学外でのゼミ活動が制約されたため、当該問題についての文献を読みこんで、制度の概要をまとめることに切り替えた。新型コロナウイルス感染症の影響により図書館の利用も制限されたので、文献資料は足立が用意して、ゼミ生たちには、その文献を読んで、以下の説明を完成させてもらった。利用した文献は、2. の終わりにも記してあるが、

・羽生香織「第6章 養子」(本山敦・青竹美佳・羽生香織・水野貴浩『家族法』(日本評論社、2015年)96頁以下

・法務省ウェブサイト「特別養子制度の見直しに関する中間試案」(平成30年10月9日)のとりまとめ(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900379.html>) (2020年11月4日閲覧)

・法務省ウェブサイト「民法等の一部を改正する法律(特別養子関係)について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00248.html) (2020年11月4日閲覧)

・山口敦士、倉重龍輔、大嶋真理子「民法等の一部を改正する法律(特別養子制度の見直し)の解説」民月74巻9号31頁

・「親子法制の新たな展開」論究ジュリスト32号4頁以下の所収論文

鈴木博人「未成年養子制度の制度的課題」論究ジュリ32号10頁

山口敦士「特別養子縁組制度の改正」論究ジュリ32号18頁

磯谷文明「特別養子縁組制度の課題—実務の視点から」論究ジュリ32号26頁

・喜友名菜織「親子断絶型の児童福祉制度の目的と機能—特別養子縁組制度の見直しに関する民法等の一部改正を踏まえて」法セ64巻11号1頁

である。ゼミ生たちは、これ以外の文献やインターネット情報も利用したようである(後掲)。

本稿では、2で、ゼミ生たちの報告を掲げる。足立が、学生の意図が損なわれないように、手を入れ、構成を変更したが、ゼミ生たちの作品である。3. で、今後の展望を含めて、まとめをして、本稿を閉じる。

2. 特別養子縁組制度の改正について

(1) 改正前の特別養子縁組制度とその問題点

特別養子縁組は1987(昭和62)年に導入された制度である。それは、他の親族法と比較しても異質な存在であって、限定的な範囲において新たな親子関係を形成するものであった。しかし、時が進むにつれて、社会環境も同時に変化し、法律としての様々な欠点が浮き彫りになった。改正前民法での特別養子縁組制度は、次のように定められていた。

(イ) 年齢要件

まず、6歳を超える者は、8歳まで監護を受けていた者を除いて、養子としての資格が無かった。この理由としては、①養子候補者を幼少の頃から養育を開始したほうが、実質的な親子関係を形成しやすいこと、②新たな制度であったことから、まずは、養子縁組の必要性が明白な場合に限って導入されたこと、③養子となる者の地位が早期に確定すること、④普通養子縁組制度がある以上、年齢を制限しても弊害が少なく、妥当性が明白である場合に限り利用されるべきであること、⑤将来的に特別養子縁組制度が社会に定着し、理念が広く国民に理解されるようになった場合は対象者の拡大も十分に考えられることが挙げられていた。これら五つの理由から、資格が無いために、虐待や不当な遺棄をされていた場合にも養子となることができない子もいた。しかし、④に関しては、少ない弊害が、子どもにとって致命傷となることがあるうえに、⑤については、本制度が理解されるばかりか反発があったからこそ、今回の見直しに踏み切ることになった。

(ロ) 養親についての要件

特別養子縁組の成立の審判をする場合は、実親、養親及び養子となる者の未成年後見人などに陳述を聞く必要があった。また、特別養子縁組が認められるには、家庭裁判所の審判が必要である（民法817条の2）。養親は、配偶者のいる者でなければならず、夫婦共同縁組が前提となっており、どちらかが25歳以上という年齢の制限も決められていた（民法817条の4）。また、養親は6ヶ月の試験期間を監護しなければならず、同時に養子が認められるには、実親の同意を受けなければならない（民法817条の6）。ただし、父母による子の監護が困難、または不適當であることや、その他特段の事情があることや、子の利益のために特に必要がある（虐待や育児放棄等）と認められる場合は実親の同意は必要で

はない（民法817条の7）。

(ハ) 養子となる者の要保護性

これについては、①父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であること、その他特別の事情があること、②子の利益のために特に必要があることが挙げられる。これに関して、児童福祉法に基づいて施設入所中の児童の場合には要保護性が認められるが、実務的には要保護性の認定は厳格であり、連れ子の場合は、①を欠くので要保護性は消極的に評価される。他方で、神戸家姫路支審平成20年12月26日家月61巻10号72頁では、代理懐胎で子どもが生まれた場合、同じく神戸家審平成24年3月2日家月65巻6号112頁では、性別の取り扱いを変更した夫婦によるAID子（非配偶者間人工授精）の場合に、特別養子縁組の成立が認められるという審判例が出されている。

(ニ) 特別養子縁組の効果

特別養子縁組が成立してからの効果は、養子は特別養子縁組成立の日から嫡出子としての身分を取得し、養親の氏を称し、その親権に服する。ここから養親及びその血族の間に法的血族関係が発生する。他方、縁組成立の日から実父母及びその血族との親族関係が終了する（民法817条の9）。しかし、これにより近親婚の禁止が適用されなくなるわけではない。

特別養子縁組は原則、離縁が認められておらず、例外として、①養親による虐待、遺棄など、養子の利益を著しく害する事由が存在すること、②実父母が相当の監護が出来ること、③養子の利益のために特に必要があること、これらのすべての事情が満たされる場合には、離縁が認められる（民法817条の10）。離縁は、養子、実父母、検察官の請求で、家裁の審判により成立するが、養親から離縁の請求をすることはできない。離縁によって、養親子間家は消滅し、実親子関係が復活する（民法817条の11）。

(ホ) 改正前の特別養子縁組制度の問題点

特別養子縁組を成立させるに当たって法務省の中間試案では、改正前の特別養子縁組制度の問題点として次の三点が挙げられていた。

①特別養子縁組成立の手続きは、養親となる者しか申し立てることができず、手続の遂行や実親と対立することが、養親となる者にとって負担である。

審判とは別に、養子となる子の実親への情報提供や、新たに養親子関係となる養親と養子との関係の構築などの問題について、中央大学の鈴木博人教授は、特別養子縁組制度が創設された1987(昭和62)年当時、上記の問題に対応する養子縁組あっせんを制度上の要件とできるほど、制度的にも社会的にも体制が不十分であったし、その必要性の理解が浅かったことを指摘している⁶⁾。その問題は、現在に至るまで改善することができなかった。児童相談所や民間機関での特別養子縁組のあっせんにおいて、特別養子縁組にならなかの障がいが発生した場合に、国家賠償請求ではなく、不法行為責任や契約不履行責任を追及するほかないという事態になっている。これらのことが、後述する養子縁組の二段階成立手続きなどに繋がっていくこととなる。

②特別養子縁組の成立には原則として養子となる者の実親の同意が必要だが、その同意は縁組成立の審判が確定するまでいつでも撤回可能であった。

実親が縁組の同意を撤回した場合、それ以上先に手続きを進めることができなかった。これは、東京高決平成2年1月30日家月42巻6号47頁⁷⁾で裁判所が下した決定に基づく。この決定で裁判官は「家庭裁判所が養子となる者の父母の同意に基づき、民法817条の2による特別養子縁組を成立させる旨の審判をして関係者に告知した後に、父又は母が右同意の撤回をすることを許容した場合には、手続の安定と子の福祉を害するおそれがないわけではないが、特別養子縁組の成立が実方との

親族関係を終了させるという重大な身分関係の変更をもたらすものであり、かつ、同意の撤回の時期等を制限する規定が存しないことを考えると、審判が告知された後であっても、これがいまだ確定せず、親子関係の断絶という形成的効力が生じていない段階においては、同意を撤回することが許されると解すべきである」とし、あくまでも実親子の関係を尊重する意向を示した。名古屋学院大学の川村隆子教授は、本来「6カ月の監護期間」は、子のための期間であるにも拘らず、実親のためと捉えられる可能性があることを指摘して、実親が同意するか否かの判断の保留と親権維持は別問題であると述べている⁸⁾。

③実親の虐待がある場合、実親の同意は不要となるが、裁判所の審判において判断する時まで、その要件に該当するかがわからない。要保護性とは「親の監護が不当である場合」と「子の利益のために特に必要であること」の二つをいう。これらの要件が満たされている場合に、特別養子縁組が成立する(民法817条の7)が、そもそも養子縁組可能な年齢や、連れ子の特別養子縁組に厳しい評価をしていることなどと、現実の対応には、大きな矛盾が存在していた。また、養親となる者は養子となる者を6カ月の間、試験養育をしなければならなかったが、その期間の短さから、子が不当な扱いを受けて利益を損なうことがあったとしても、何らかの行動を起こすことができなかった。さらに、養親となる者が特別養子縁組成立の審判を提起した場合に、養子の実父母または養父母の同意が必要であった。実父母らが意思表示をすることができない場合や、虐待や遺棄が認められる場合には、この限りではなかったが、家事審判が確定するまでの間に、彼らが同意を撤回したときには、特別養子縁組ができなくなってしまうため、養親としての資格の一つである「6カ月の試験養育が必要である」という基準を満たすことの敷居が高くなっていった。

(2) 改正後の特別養子縁組制度の概要

特別養子縁組は、実親との親子関係を完全に断つことができるという性質から、縁組後に実親からの不当な干渉を避けることのできる制度として期待されてきた。しかし、実親子関係の消滅という効果の大きさから、要件を厳格にしたことで、実際に適切な運用がなされなかったという事例が多数報告されてきた。例えば、欧米では年間、数千から数万件単位で養子縁組が成立しているのに対し、日本では2016（平成27）年に、594件の特別養子縁組が成立しただけであった。また、厚労省の「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が実施した全国児童相談所やあっせん団体に対しての特別養子縁組制度の調査によれば、「要件が厳格」などの要因から、特別養子制度を利用できなかったのは、2014（平成26）年度から2015（平成27）年度の2年間で、298件にのぼるとされる。そのうち205件は、実父母の同意の撤回により、46件は、養子となる者の年齢要件を満たしていないために認められなかったとの問題が指摘された。

そこで、手続面や要件の見直しが検討され、今回、ようやく特別養子縁組制度の改正が行われた。改正後の特別養子縁組制度のポイントは次の四点である。

(イ) 年齢要件

改正前においては、特別養子縁組を結ぶことのできる年齢は原則として6歳未満であった。しかし、6歳以上で虐待を受けている場合など、家庭復帰の見込みがなく施設に入所している子は、家庭的な養育が特に必要な子にも関わらず利用することが出来なかった。または、期間が短すぎて、虐待が発覚しても対応できなかった等の事案が多数報告された。

そこで、改正後は特別養子となることのできる上限年齢を15歳まで引き上げた。未成年者の養育のための制度であることからすれ

ば、縁組成立後に一定の養育期間が確保されるようにする必要があるためである。この改正には、遅くとも義務教育期間中には縁組の成立の申立てがされるよう促す効果を見込むことができる。

しかし、養子となる者が15歳に達する前から引き続き、養親となる者に監護されており、かつ、15歳に達するまでに申立てがされなかったことについて、やむを得ない事由が認められた場合においては、例外的に特別養子縁組を成立させることが出来る。なお、15歳以上の未成年者は、民法上、自らの意思で普通養子縁組をすることが出来ることからすれば（民法817条の5第2項）、家庭裁判所はその意思を尊重すべきであるため、特別養子縁組を成立させるためにその者の同意が必要となる。

他方、特別養子縁組成立の審判の確定時までに養子となる者が18歳に達した時は、その審判は確定しないものとされる（家事事件手続法164条13項）。

(ロ) 二段階の審判

養親となるべき者との試験養育を終えてから、子が養子となることのできるかを判断するのは、子が養子となれなかった場合に、既に子との生活を送っていた養親となる者が不憫である。

そこで改正法では、先に子に養子となる資格があるかを確定してから、養親となるべき者の資格を確定できるようにした。これを二段階の審判という。二段階の審判では、第1段階として子供の養子適格が、第2段階で養親となる者の適格が審査される。

具体的には第1段階では、以下、二つの要件を共に満たすかが審査される。①「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合」（民法817条の7）、②実親の同意（民法817条の6）または「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、

悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」(民法817条の6但書)である。なお、第1段階の審査は、後述するように、児童相談所長も申立てることができるが、養親となるべき者が申し立てる場合には、第2段階の審査と共に申立てねばならない。

続いて、第2段階では、第1段階の審判を審査の前提として、養親の監護能力や養親子の適合性が判断される。第2段階で審理される養子となる者は、第1段階の審判を受けた者でなければならず、第1段階の審査は第2段階の審判をする時にされたものとみなされる。これは、例えば、第2段階の審査を行う時に、第1段階で審査された養育能力を実親が回復したとしても、第2段階の審査では考慮されないということである。そして、同様の理由から、実親は第2段階の審査中に第1段階の審査でした同意も撤回することができない。

(ハ) 実親の同意の撤回制限

改正前の特別養子縁組制度では、実親の行った同意は縁組成立の審判が確定されるまでいつでも撤回することができたため、養親となる者が養子となる者を試験養育している際に、実親が同意を撤回するかどうか分からず、安心して試験養育することができないという問題があった。

この問題に対処するため、第1段階の手続において、裁判所の審問期日において行った実親の同意は、同意をした日から2週間が経過した後は撤回することができないこととした(家事事件手続法164条の2第5項、239条2項)。なお、第2段階の手続においては、養親と養子との間の縁組の適格性の審判となっているため、実親の関与は認められない。しかし、実親の同意の撤回制限は、実親が同意をした後に翻意しても実親子関係の断絶を阻止することができなくなるという重大な効果を有するものであるため、撤回が制限される同意については、①裁判所の審問期日において

したもの、②家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で書面を提出したもの、③子の出生の日から2か月を経過した後にしたものに限られる。

このような改正により、縁組成立手続の進行がより円滑になり、また養親は安心して手続きをとれるようになり、特別養子縁組成立件数の拡大を期待できる。さらに、成立手続きが途中で中断されることにより、心理的負担や経済的不利益を被る養親を減らすことが出来るという効果が見込まれている。

(二) 児童相談所長の関与

改正法では、児童相談所長は養親となる者が申し立てた特別養子適格の確認の審判の手続きに参加できるとした(児童福祉法33条6の3第一項)。改正前民法では当初、実親が実子を養子にすることに同意していたが、審判の途中で突如、撤回を求めた場合、実親と養親の間で養育状況などの主張や立証を養親自身がしなければならなくなる。その際、児童福祉の現場などから、養親となる者の負担になる点について、①実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない、②実親の同意の撤回の不安を抱きながら試験養育をしなければならない、③実親と対立して、実親による養育状況などを主張、立証しなければならない、というような問題が提起されていた。

そこで改正法では、児童相談所が実親の養育状況を知っている際には、児童相談所長が第1段階の手続きの申立人もしくは参加人として主張、立証をできるとした(児童福祉法33条の6の2第1項)。この改正により児童相談所が養育状況などを主張立証が可能であれば、申立人として養親よりも確実な実態を知ることが可能になる。また、養親が申し立てた第1段階についても参加人という立場で実親の養育状況などを主張立証することが出来るため、養親の主張がより強力なものになり、負担も軽減される。

児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、特定の養親となる者を前提としておらず、養親となる者が同審判の確定後にこの審判を前提とする第2段階の審判を求めることができる。しかし、第1段階の審判がされたあと、いつまでも第2段階の審判を行わないと、その子と実親は養子縁組に同意をしても審判が行われなため、法的地位が長期に不安定になる。そのため、第1段階の裁判が確定した後、6ヶ月以内に第2段階の裁判の申立てをしなければ養子縁組は成立しないとされた。

(3) 改正後の特別養子縁組の問題点

(イ) 年齢要件の問題とその対応策

特別養子縁組の年齢要件を15歳に引き上げたことで、子を小さい頃から育てていた養親となる者は急いで特別養子縁組を成立させる必要がなくなった。これにより、例えば、子を4歳のときから育てている養親となる者は、子が14歳になるまで養親となる者に馴染むか確かめた後で、特別養子縁組の審判をすることとなれば、早期に親子関係を確定させておくという要請に反することになる。

さらに、養子となる者も15歳に達した際、その同意を得なければならなくなったが、それは子に実親子関係を断ち切る決断を迫るのではないかという懸念がある。上記のように4歳から養親となる者に育てられていた場合、その養親となる者のもとで生活を続けたいと考えられるが、実親子の関係まで断ち切りたくない考える子もいるだろう。この場合、子は特別養子縁組でなく、普通養子縁組が良いと発言しづらいことになる。仮に発言したとして、そのために長年育ててくれた養親となる者との関係が悪化したり、最悪の場合、養育が放棄されるかもしれない。このような理由で、子は本心を語る事が難しくなってしまう。しかし、実親による虐待があった子であれば、実親との関係を断ち切るのは良し

とするが、その家族全員との関係も断絶するため、その祖父母とは縁を切りたくないというケースもあるかもしれない。また、成年に達すると、離縁はできないと解されており、養子となる者は後戻りの出来ない決断を、15歳で迫られることになる。この問題は他にも、15歳に満たない場合の子の意思確認においても生じる。

養親となる者の申立ての先延ばしのリスクに関しては、児童相談所や民間あっせん機関は、養親となる者に対して早期に申立てをするよう強く促す必要がある。児童相談所の場合、自ら早期に第1段階の審判を申し立てることで、養親となる者に第2段階の審判の申立てを促すことが考えられる。というのも、第1段階の審判が確定した後、6ヶ月以内に第2段階の審判を申し立てなければ、第1段階をやり直さなくてはならないため、養親となる者も、期限内に審判を申し立てる動機付けになると考えられる。

実親子関係までは断ち切りたくないと考ええる子がいる場合に関しては、養親となる者の特別養子縁組に対するこだわりを児童相談所などが和らげるよう努めるべきである。実親による不当な干渉の心配が著しいものでない限り、最も重要なのは養親と養子との関係性であるため、養親となる者には普通養子縁組という選択肢を快く受け入れる柔軟性が期待される。そのため、審判の申立て前に、適切なカウンセリングの機会を設けても良いのではないだろうか。

(ロ) 二段階審査の問題と対応策

日本における現状の二段階審査では、第1段階の審査の後で6ヶ月間の試験養育期間があり、その後で養親と子の適性が第2段階として審査されるが、これでは養親自体の適性が試験養育後に審査されることとなる。こうなると、養親となるのに不適当な候補者が試験養育を行い、6ヶ月後に審判でその事情が明らかとなるということがあり得る。そのた

め特別養子縁組が養親となる者のせいで成立しないとすれば、あまりに子の福祉が軽視されていると思わざるを負えない。

この問題に対処するためには、ドイツ法のように試験養育期間の前にあっせん機関が養親となる者の適性を事前に判断しておくことが必要になるだろう。そこで問題の所在を明らかにするため、ドイツ法と日本法の比較を行う。日本では二段階審査を司法のみで行っているのに対して、ドイツ法では行政での審査を経てから司法の審査を行う二段階審査となっている。これはドイツでの養子あっせん業務は行政手続きとなっているからである。特別養子縁組を希望する養親となる者に本当に特別養子縁組でなければならないのかといった助言・確認を行ない、前述したように養親としての適性を判断してからマッチング・試験養育が行われる。

もちろん日本でも、試験養育が行われる前に、養子あっせん機関が、養親希望者に対して条件を満たしているか確認する。しかし、その条件は養子あっせん機関によって異なっており、基準が統一的不是ではない。これでは子に害を与えるような養親希望者を事前に排除する制度として十分ではないだろう。

日本の二段階審査に不足しているのは、試験養育の前に、適切でない養親希望者を排除する制度と、そのために不可分一体のものとして論ぜられるべき養子あっせん法についての議論である。可能であれば、あっせん業務が行政手続きであることが明記され、民間あっせん機関は、厳格な認可要件を満たした上での補助的な役割に止まることが望ましい。

【参考文献】

1. 末尾の文献

長野史寛「各国の親子法制(養子・嫡出推定)に関する調査研究業務報告書」(公益社団法人、商事法務研究会、2018年) 1頁
アクロスジャパン 特別養子縁組・にんしん

相談 (<https://www.acrossjapan.org/adoptive-parent/>) (閲覧日2020年11月4日)

フローレンス 赤ちゃん縁組 (<https://engumi.florence.or.jp/requirement>) (閲覧日2020年11月4日)

NPO 法人 Baby ポケット (<https://babypocket.net/adoptive-parent/>) (閲覧日2020年11月4日)
東京高決平成2年1月30日家月42巻6号47頁

3. まとめ—今後の展望を含めて

以上、2. でゼミ生の報告を掲げた。不十分・不明確な部分があるとはいえ、まだ家族法を履修していない2年生なりに一生懸命に取り組んでくれた。2年ゼミ生たちに拍手を送ると同時に、感謝したい。

2020年度2年ゼミでは、1. に記したように、「藁の上からの養子」に関わる判例を2つ取り上げて、親子問題、法律上の親子関係について知識を深めたいと、特別養子縁組に関わる公的機関(家庭裁判所)や児童養護施設で当該問題の現状を知った上で、特別養子縁組の改正についての論文を作成する予定だった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別養子縁組の現場へのインタビュー調査を行うことができなかつたために、ゼミ生たちに特別養子縁組制度をめぐる問題や様々な葛藤などを生き生きと感じてもらうことができなかつた。この点、悔やまれるところである(もっとも、足立自身も、その問題や葛藤などを理解できているかどうかは怪しい)。この問題については、来年度以降も引き続き取り組む予定なので、新型コロナウイルス感染症の影響が終息し、特別養子縁組の現場に赴くことができることを期待したい。今回の特別養子縁組制度の改正により、子のための=子に家庭的な養育環境を提供するための養子縁組手続きが改善された。とはいえ、2. での学生の指摘にもあるように、未だ改善されなければならない問題点も多い。

今後も、家庭的な養育環境が欠けている子の実態を把握し、改正された特別養子縁組制度の運用実態を検証して、子のための養子縁組制度の構築を絶えず考えていくことが必要である⁹⁾。

足立の問題意識である、子の虐待や貧困などの問題に対して、法律学・民法学の観点からどう考え、何が実践できるかについては、本稿で取り上げた特別養子縁組制度だけではなく、親権喪失制度（親権の喪失・停止、管理権の喪失制度、民法834条以下）、未成年後見制度（民法838条以下）にも考察の範囲を拡げ、さらには、児童福祉の観点からも考察

をしていなければならない¹⁰⁾。

以上

【謝辞】

本文にも記載したとおり、本稿は、2020年度2年ゼミに所属してくれた学生たち高橋恵悟君、丹波郁哉君、中川正貴君、三浦正也君、山岸留惟君、弓山陽菜君との共同作品である。学生たちと一緒に考え議論できたこと、そして、原稿作成への学生たちの協力に、この場を借りて深く感謝する。

【注】

- ¹⁾ 本学（北星学園大学 経済学部 経済法学科）では、「民法VI（親族法）」は、3年次後期、「民法VII（相続法）」は4年次前期に配置されているため、2年生はまだ家族法を履修していない。
- ²⁾ 本山敦「判批」別冊ジュリ239号80頁、中川高男「判批」判評199号（判時783号）21頁など。
- ³⁾ その意図が、学生にちゃんと伝わったかどうかは分からない。ディスカッションの優劣に目がいってしまったようである。足立の指導力不足である。
- ⁴⁾ ゼミ生には、同日に下された最判平成18年7月7日家月59巻1号98頁も参照するように指示した。
- ⁵⁾ 西希代子「判批」別冊ジュリ239号60頁、拙稿「平成18年7月7日最高裁判決を読む－「藁の上からの養子」に対する親子関係不存在確認請求が権利濫用に当たるとされた二つのケース－」北星論集（経）52巻2号315頁など。

- ⁶⁾ 鈴木博人「未成年養子制度の制度的課題」論究ジュリ32号10頁以下を参照。
- ⁷⁾ 床谷文雄「判批」法セ434号123頁、坂本由喜子「判批」判タ762号164頁。
- ⁸⁾ 川村隆子「特別養子縁組における試験養育期間に関する一考察」名法52巻2号87・88頁ほか。
- ⁹⁾ 当初、足立は、本稿と同時に、特別養子縁組制度の創設時の議論から、今回の特別養子縁組制度の改正を検討する論考を発表する予定だった。作成の過程で、問題の大きさと多様性に直面し、今回、論考としてまとめることができなかった。2020年度、特別養子縁組制度の改正について取り組んでくれたゼミ生への obligation としても、早急に取りまとめて発表したい。
- ¹⁰⁾ 当該問題の検討と考察と、それを受けて何らかの実践活動を展開していくことについて、本学・社会福祉学部の教員やゼミナールとコラボレーションをしていくことも考えている。

